

就学援助に関するお知らせ

令和7年度 お子様が小中学校に入学される保護者の皆さまへ

新入学準備金の入学前支給について

新入学準備金とは

経済的に困りの保護者の方を対象に、就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給するものです。制服やランドセル、運動着など入学時に必要な学用品を購入する費用の一部を援助するために支給します。

【支給額】 57,060円（新小学1年生） 63,000円（新中学1年生）

【支給日】 令和7年2月下旬～3月上旬

※ 支給後に市外へ転出、または市内の小中学校に入学されなかった場合は、返還を求めますのでご注意ください。

1 支給の対象となる方の3つの要件

- （1） 令和7年4月に市内の小中学校に入学予定のお子様がいる方
- （2） 令和7年1月1日現在で喜多方市に居住している方
- （3） 令和6年度就学援助制度の準要保護の認定基準に該当する方

- ・ 児童扶養手当を受給している世帯
- ・ 国民年金掛金が減免されている世帯
- ・ 生活保護費が停・廃止された世帯 など

※ 次に該当する方は、入学前支給の対象になりません。

- ・ 令和7年3月末までに市外へ転出する方
- ・ 令和7年4月に市内の小中学校へ入学されない方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 東日本大震災等により避難されている方で、避難先である本市に定住する意思がある方（住民登録地へ申請の確認をしてください。）



2 申請方法・申請時期

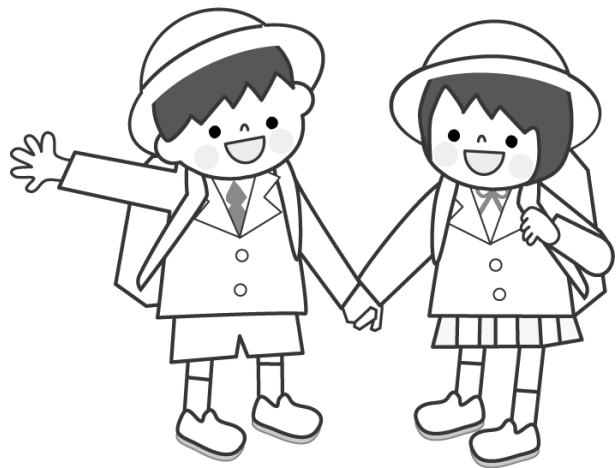
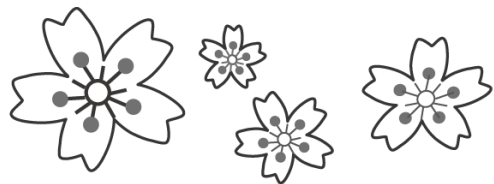
申請書に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添えて申請してください。

※ 申請書は、新小学1年生は現在通っているこども園等から、新中学1年生は現在通っている小学校からお受け取りください。または市HPからダウンロードしてください。

申請期間	令和7年1月8日（水）～令和7年1月28日（火） ※ 申請結果は2月中旬頃に郵送で通知します。
提出書類	① 新入学準備金受給申請書 ② 認定要件に該当する場合の証明する書類 （例）児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書の写し ③ 保護者の振込先が分かる通帳またはキャッシュカードの写し ※ 令和6年度にすでに就学援助費の認定を受けている世帯は、①、③の書類のみの提出となります。 ※ 令和6年1月1日現在の住民登録地が本市外の場合は、課税されている自治体が発行する所得課税証明書（就労年齢に達する世帯員の全員分）を提出してください。
提出先	・ 小学校入学者 入学予定の小学校または学校教育課（市役所本庁舎3階） ・ 中学校入学者 現在通学している小学校または学校教育課（市役所本庁舎3階）

3 令和7年4月以降の就学援助について

- 新入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和7年度就学援助制度」の「新入学学用品費等」は対象となりません。
- 4月以降の「令和7年度就学援助制度」の申請を希望される場合には、別途申請が必要ですので、新年度になりましたら各学校に申請してください。
- 「令和7年度就学援助制度」では、新年度の所得基準で所得審査を行います。「新入学準備金」と審査結果が変わる場合もあり、就学援助費の支給を受けられない場合もありますのでご了承ください。
- 「新入学準備金」申請の提出漏れや、今回の審査結果で不支給決定となっても、「令和7年度就学援助制度」で認定を受けた場合には、令和7年度の支給時に「新入学児童生徒学用品費等」として支給いたします。



新入学準備金や就学援助費についてご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒966-8601 喜多方市字御清水東7244番地2
喜多方市教育委員会 学校教育課 管理・指導班（市役所3階）
TEL 0241-24-5316